## ①上部躯体とりこわし及び基礎部躯体とりこわし

# とりこわし歩掛りに含む工事等

#### (建築に関する事項)

- ・地業(捨コン及び砂利地業)の解体。
- ・壁及び天井仕上げの下地材の解体。
- 玄関庇等の小規模な鉄骨の解体。
- ・屋内階段が鉄骨造である場合の解体。
- ・建物外壁部に取り付けられた、施設名表示等 の解体。
- ・鉄筋コンクリート造の屋根が鉄骨造となって いる場合の下地鉄骨部材の解体。
- ・土間コンクリート及び土間スラブの解体は、 基礎部躯体とりこわし歩掛りに含まれる。
- ・基礎部とりこわしの歩掛りには、撤去部の根 切り・埋戻し・敷均し(場内発生土砂を利用) を含む。

#### (電気設備に関する事項)

- ・躯体に埋め込まれた設備機器類の解体。
- 配管・配線の解体。

### (機械設備に関する事項)

- ・躯体に埋め込まれた設備機器類の解体。
- 配管類の解体。

#### 別途計上する工事等

- 鉄筋切断、発生材の小割、分別、積込み及び |・杭の引き抜き、場所打ち杭及びラップルコン クリート等の解体。
  - ・建物内の備品 (家具類) 等の解体。
  - ・エレベーター設備に附帯する鉄骨部材、耐震 補強等で設置された鉄骨部材の解体。
  - ・施設の用途上設置された鉄骨階段の解体。
  - 屋外鉄骨階段の解体。
  - ・特記による、とりこわし後の敷地の整地。